



知って得する 農業者年金

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

女性

後継者

税



農業者年金の6つのポイント

ポイント1 農業者なら広く加入できる

ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

ポイント3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる

ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント5 税制面で優遇措置がある

ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金で安心して豊かな老後を！

詳しくは4ページへ

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

●老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

●あなたの老後生活への備えは十分ですか？

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

農業者年金の3つのメリット

メリット1

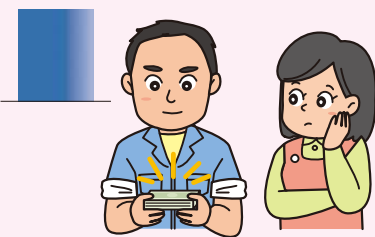
女性に優しい

詳しくは5ページへ

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の国庫補助**も

加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



メリット2

若年層には手厚い政策支援(保険料補助)

詳しくは6ページへ

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます。

加入前



加入後



メリット3

税制面で大きな優遇

詳しくは7ページへ

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

加入前



加入後



農家のことを知りつくした 農家のための年金です

こんなにかかる老後生活（現金支出で年額約269万円）

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で月額約22万4千円が必要です。（総務省家計調査などより）

国民年金の支給額は？サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約6万6千円（40年加入の場合）夫婦あわせて月額約13万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額22万4千円です。

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の日本人の平均余命は男性20年（85歳）、女性25年（90歳）
- 農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

農業者年金はメリットが たくさんある終身年金です

サラリーマンは、厚生年金による国民年金（基礎年金）への上乗せがあります。一方、農業者は、豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

■農業者年金に加入すれば ～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。
 受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.94%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
 ※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入時、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。



女性に優しい！ 奥様も単独で入れます

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入されることで老後が安心なものになります。

**家族経営協定がなくてもご加入いただけますが、
保険料の国庫補助を受けるには家族経営協定の締結が必要です。**

■家族経営協定に盛り込むとよい事項

- **やりがいを持って働くために**
農業経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担等
- **みんなで経営を充実させよう**
経営の計画（目標・資金計画・所得目標・経営規模）、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担等
- **ゆとりある暮らしのために**
生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動等
- **農業を続けていくために**
経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応等

**農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、
家族経営協定に次の事項が盛り込まれていることが必要です。**

- ① 農業経営に関する基本的事項（規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等）について、その配偶者又は後継者の合意に基づいて決定されること
- ② 農業経営から生じる収益が、経営主とその配偶者又は後継者の双方に帰属すること
- ③ 将来の経営継承について、経営主とその配偶者又は後継者の合意により行うこと

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万6千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で約22万円が必要です。→**月額約10万円不足！**

農業者年金が国民年金の不足分をしっかりとカバーします！

・夫と妻は同年齢で、30歳で保険料月額2万円で通常加入した場合の比較

	65歳～87歳の年金額（夫婦）	88歳～92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額 6万6千円 妻 月額 6万6千円 計 月額 約13万円 農業者年金 夫 月額 4万4千円 合計：月額 約 17万4千円	国民年金 妻 月額 6万6千円 農業者年金 なし 合計：月額 6万6千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額 6万6千円 妻 月額 6万6千円 計 月額 約13万円 農業者年金 夫 月額 4万4千円 妻 月額 3万8千円 計 月額 8万2千円 合計：月額 約 21万2千円	国民年金 妻 月額 6万6千円 農業者年金 妻 月額 3万8千円 合計：月額 約 10万4千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.70%として行っています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。



若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援

政策支援の要件と国庫補助額 (※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円(固定)となります)

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。
※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。
※保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)

通常加入(保険料月2万円)との本人負担額の比較

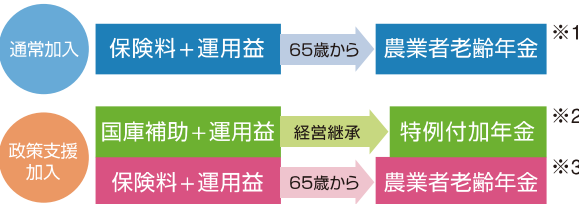
～農業者年金の受給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合(通常加入)		保険料の国庫補助を受ける加入の場合(政策支援加入)			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	24万円
		女性		68万円		68万円	49万円	19万円
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	54万円	42万円	12万円
		女性		45万円		45万円	35万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円
		女性		35万円		35万円	30万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和5年度は、0.70%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

政策支援加入(保険料の国庫補助)なら 65歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金※3の2本立て

保険料の国庫補助を受ける加入は、経営継承(65歳以降でもかまいません。)後に受給開始されるので、受け取る年金は2本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。



※1 本人負担分の年金 ※2 国庫補助分の年金

※3 特例付加年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の被保険者期間等が20年以上、②65歳に到達(請求により60歳まで繰り上げることができます)、③農業を営む者でなくなる(経営継承は65歳以降でも可能です)という3つの要件を満たした場合に受給できます。



税制面で大きな優遇

■ 保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税＋復興特別所得税＋個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

・積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

制度発足以降20年間の運用利回りの平均は、年率で+2.94%です。

運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

・死亡一時金は非課税です。

途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。



Q&A 農業者年金のよくある質問

Q 加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申込みは、最寄りの農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要です。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日までで、12月23日に口座振替されます。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したいときは、JA の窓口で変更手続きをすれば、2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料の国庫補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払います。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金がありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

※死亡一時金は、加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります。

Q 年金資産の運用はどうしているのですか？

A 農業者年金基金による年金資産は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳以降の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？

A 農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

- ①死亡したとき
- ②国民年金の被保険者の資格を喪失したとき
- ③国民年金の第2号被保険者又は第3号被保険者となったとき
- ④国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
- ⑤65歳に達したとき（ただし、国民年金第1号被保険者の方は、60歳に達した時に資格を喪失します）
- ⑥農業に従事する者でなくなったとき

なお、資格喪失後もそれまで積み立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払います。

●このパンフレットの内容は、2023年5月現在の関係法令に基づくもので、今後、法令改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942